

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年8月20日

新潟県企業管理者 遠山 隆

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第31条 （略）</p> <p><u>（指定公金事務取扱者の指定）</u></p> <p>第31条の2 <u>企業局長は、局に属する収入及び支出について、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定公金事務取扱者の指定をすることができる。</u></p> <p><u>（公金の徴収の委託）</u></p> <p>第32条 <u>企業局長は、局に属する収入（地方公営企業の業務に係るもので、指定公金事務取扱者が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるものに限る。）の徴収の事務を指定公金事務取扱者に委託することができる。</u></p> <p>2 企業局長は、前項の規定により徴収の事務を委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類により決定しなければならない。</p> <p>(1) <u>委託をする徴収の事務の内容</u></p> <p>(2) 収入確保の計画</p> <p>(3) 納入義務者の便益の状況</p> <p>(4) <u>委託の相手方（以下「受託者」という。）</u></p> <p>(5) <u>収納の手続</u></p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>3 企業局長は、<u>徴収の事務を委託したときは、法令の定めるところにより告示するとともに、公表する手続をとらなければならない。</u></p> <p><u>（随意契約のできる額）</u></p> <p>第165条 <u>令第21条の13第1項第1号の規定により、随意契約のできる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p><u>（福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続）</u></p> <p>第165条の2 <u>令第21条の13第1項第3号及び第4</u></p>	<p>第31条 （略）</p> <p><u>（徴収の委託）</u></p> <p>第32条 <u>企業局長は、局に属する収入の徴収の事務を私人に委託することができる。</u></p> <p>2 企業局長は、前項の規定により徴収の事務を委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類により決定しなければならない。</p> <p>(1) <u>徴収の委託をする収入の内容</u></p> <p>(2) 収入確保の計画</p> <p>(3) 納入義務者の便益の状況</p> <p>(4) 委託の相手方</p> <p>(5) <u>徴収の手続</u></p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>3 企業局長は、<u>第1項の規定による委託をしたときは、その旨を告示し、かつ、公表する手続をとらなければならない。</u></p> <p><u>（随意契約のできる額）</u></p> <p>第165条 <u>令第21条の14第1項第1号の規定により、随意契約のできる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p><u>（福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続）</u></p> <p>第165条の2 <u>令第21条の14第1項第3号及び第4</u></p>

号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(見積書)

第167条 予算執行職員等は、随意契約をしようとするときは、令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書を徴さないことができる。

(1)～(3) (略)

(見積り期間)

第168条 前条の規定により見積書を徴するときは、第144条の規定に準じて相当の見積り期間をおかななければならない。ただし、令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとするとき、令第21条の13第1項第8号の規定により随意契約をする場合において当該入札に参加した者を協議の相手方とするとき及び予算執行職員等が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(事務引継ぎ)

第181条 (略)

2 前項の引継ぎの場合においては、前任者は、交替の前日をもつて引き継ぐべき帳簿を締め切り、当該帳簿及び証拠書類その他の書類の目録を記載した引継書を作成し、後任者が立会いの上、現物を対照し、受渡しをした後、引継書に年月日及び引継ぎを終わった旨を記入し、両者が記名しなければならない。

号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(見積書)

第167条 予算執行職員等は、随意契約をしようとするときは、令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書を徴さないことができる。

(1)～(3) (略)

(見積り期間)

第168条 前条の規定により見積書を徴するときは、第144条の規定に準じて相当の見積り期間をおかななければならない。ただし、令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとするとき、令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約をする場合において当該入札に参加した者を協議の相手方とするとき及び予算執行職員等が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(事務引継ぎ)

第181条 (略)

2 前項の引継ぎの場合においては、前任者は、交替の前日をもつて引き継ぐべき帳簿を締め切り、当該帳簿及び証拠書類その他の書類の目録を記載した引継書を2通作成し、後任者が立会いの上、現物を対照し、受渡しをした後、引継書に年月日及び引継ぎを終わった旨を記入し、両者が記名して、各1通を保存しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。